

令和元年度達示第 40 号・京都大学通則の一部改正について

【ご質問・ご要望】（投稿日：2019 年 5 月 29 日）

令和元年 5 月 28 日付達示第 40 号によりますと、京都大学通則に第 18 条の 3「学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、当該学部の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。」（第 2 項省略）を加えるとのことですが、適切な授業科目の履修は各学生によって異なっており、学生の自由な学習・研究を阻害しかねないと考えられます（同第 2 項による例外措置では不十分）。また、この条文の解釈次第によっては、学部自治の侵害になるとも考えられ、非常に危険であると思います。そこで、以下のように質問・要望します。

1. この達示の制定の経緯（発案者・発議・大学内部における承認の過程等）を詳細に説明願います。
2. 「学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努める」よう義務付けられている主体は誰/何でしょうか？
3. 「学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努め」なかった場合、努めるよう義務付けられた主体は何らかのペナルティを負う可能性はありますか？
4. この条文における「授業科目」は全学共通科目、学部専門科目等のうち、どの程度の範囲までを含むのでしょうか？
5. この条文における「1 学期」の「履修科目」とは通常の授業期間の科目についてのみを意味するのでしょうか、あるいは集中科目等も含むのでしょうか？
6. 現在、既に全学共通科目についてはキャップ制が導入されていますが、今回の改正によって具体的に何を換えようとしているのか、詳細に説明願います。
7. 「適切」な「授業科目」の「履修」とはいかなるものを指しているのか、詳細に説明願います。
8. 「学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める」ことによって「学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修する」ようになる根拠をお示し願います。

9. 学生等の学内者がこの改正に対して正規のプロセスを踏んで反対意見を表明したりした場合には誠実に対応・回答し、学内者の多くがこの改正に反対していることが明らかになった場合にはこの改正の取り消し・修正等を行うよう要望します。

以上、ご回答よろしくお願いたします。

【回答】（回答日：2019年6月14日）
（教育推進・学生支援部教務企画課）

下記のとおりご質問に回答します。

1. 学内会議及び各学部からの意見を踏まえ、教育研究評議会で決定しました。
2. 本学及び各学部です。
3. 違反してもペナルティを負うことはありません。
4. 各学部の教育事情にもよりますが、CAP制の対象科目については、原則として卒業要件に算入できる全ての授業科目（全学共通科目、学部専門科目含む。）が対象となります。
5. CAP制の対象外科目については、各学部において設定されます。
6. 各学部において、令和2年度以降の全学共通科目及び学部専門科目を合わせたCAP制の導入を検討しています。
7. 適切な授業科目の履修とは、学生が各年次にわたってバランスよく授業科目を履修することによって、必要な授業時間外学修時間を確保し、学修を深めることができるよう履修することです。

1単位当たりの学修時間（授業＋授業外学修）は、45時間と定められており、授業科目を履修しすぎると、予習や復習といった授業外学修の時間が不足することになります。

(参考) 本学の1単位あたりの学修時間は以下のとおりです。

	講義・演習	実験、実習及び実技
授業	15 時間	30 時間
授業外学修	30 時間	15 時間

- 1 回生の前期・後期に履修登録が多く、回生が上がるごとに履修登録が少なくなっていることは学生の履修登録の状況から明らかです。過度な履修登録を軽減するために登録できる単位数に上限を設けることで、各年次にわたってバランスよく科目を履修することができるようになります。
9. 学生への教育カリキュラムの提供に対する責務を負う本学・各学部が、慎重に審議の上、然るべき過程を経て決定しましたので、取り消し・修正等を行うことは考えておりません。